



Title	ブリュッセル首都圏選挙区(BHV)をめぐる言語紛争の実相と課題
Author(s)	福島, 知枝子
Citation	言語. 2008, 37(12), p. 94-101
Version Type	AM
URL	https://hdl.handle.net/11094/3110
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【投稿】 ブリュッセル首都圏選挙区（BHV）をめぐる 言語紛争の実相と課題

福島知枝子（ふくしま ちえこ）

1 統合の欧州・分裂のベルギー

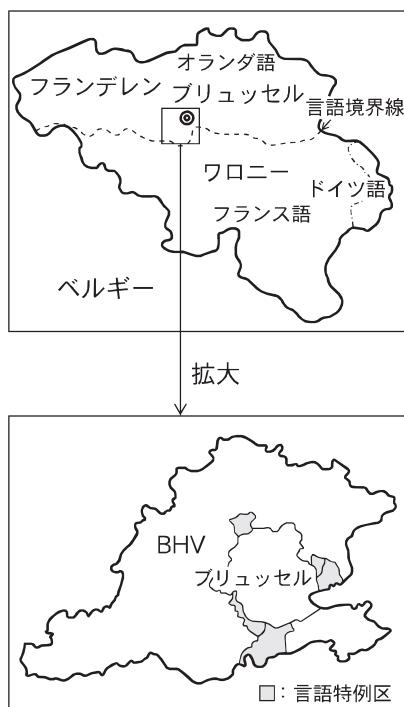
ベルギーの首都ブリュッセルは、欧洲連合（EU）本部を擁する欧州の首都だ。一八三〇年にオランダから独立したベルギーは、一九九三年に立憲君主制の連邦国家として再編された。国民国家である加盟国が国境を取り扱う形で統合と一体化が進むEUの中には、ベルギーでは逆に国内を二分する言語と民族の壁が高くなり、将来の国家分裂の可能性さえ指摘されている。

中央集権国家だったベルギーが現在のような連邦制を探

るようになるとは、三〇年以上前には、想定外の「極端な」選択肢（増田元基）との見解もあった。連邦制への移行はオランダ語系住民の連邦主義の要求を満たす結果となつたが、民族間の言語対立は沈静化に向かわず、むしろ新たな摩擦が生まれている。本稿では、過去から現在に続くベルギーの言語対立のうち、最近、特に注目されているブリュッセル首都圏選挙区（BHV）の現状と問題点を現地調査⁽¹⁾で明らかにし、今後の展望を探る。

2 ブリュッセル首都圏選挙区（BHV）

一九七〇年から一九九三年にかけて改正された憲法により、国民が帰属する共同体は言語別にオランダ語⁽²⁾共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体の三つに分けられ、国土は北部の「フランデレン」、南部の「ワロニー」、東部の「ブリュッセル首都圏選挙区（BHV）」の三つに分けられる。オランダ語とフランス語の二言語境界線を示す地図がある。オランダ語はベルギー北西部に分布する。オランダ語とフランス語の二言語併用地域と定められているが、現在ではフランス語が主要な共通言語となっており、オランダ語の地位は英語の後塵を拝している（cf. Janssens 2008）。



3 「言語境界線」と「言語特例区」の存在

ベルギーでは独立以前から行政機関におけるフランス語化政策が進められており、一八三〇年の独立後もフランス語が権威を持ち、事実上、公用語としての地位を維持して

いる。しかし、ベルギーには仏語系住民と東部ドイツ国境近くに暮らすドイツ語系住民が含まれる。一方、フランデレン側に位置するブリュッセルは特別にオランダ語とフランス語の二言語併用地域と定められているが、現在ではフランス語が主要な共通言語となっており、オランダ語の地位は英語の後塵を拝している（cf. Janssens 2008）。

いた (Van Goethem 1889, 二二竹一九五五)。しかし、一八四六年の調査でフランス語を主要言語とみなしていたブリュッセル住民が三八・四% (ベルギー全体では四二・一%) に過ぎなかつたことからも、首都を中心にフランス語が支配階級の言語にとどまつていた実態がうかがえる (McRae 1986, Hasquin 1989)。フランス語優先の言語政策はオランダ語系住民の権利を尊重するものではなかつた為、オランダ語系住民の間で蓄積した不満が次第にフランデレン民族運動へとつながつていった。

言語的権利の獲得を目指すオランダ語系住民の要求の高まりと、第一次大戦以降のフランス語系住民との確執の先鋭化を経て、一九二一年にベルギー北部のフランデレン、南部のワロニーでそれぞれ一つの使用言語 (蘭語・仏語) を初めて規定する言語法が誕生し、ブリュッセルは蘭仏二言語併用地域とされた。これにより、言語別に地域を分断する「境界線」の基盤が形成された。一九三二年の言語法でフランデレンとワロニーを分ける「言語境界線」が法的に設定され、一九六二年の言語法によつて固定された。

一九六三年の言語法は、四つの言語圏 (フランス語圏、

4 BHV問題とは何か——対立の多層構造

BHVをめぐる対立は、①選挙区変更に関する政党間抗争（政治）、②言語特例区におけるフランス語使用制限の問題（言語）、③フランデレン独立を求める民族主義の台頭（民族）という多層構造を成している。



ブリュッセルと言語特例区の境界付近で、フランス語表示が消された仏蘭二カ国語の道路標識

オランダ語系政治家にとって、一九六三年の言語法はフランデレンをオランダ語の单一言語圏にすることを意味した。彼らは、例外的に一つの選挙区を形成しているBHVをフランデレンの单一言語性を脅かす存在と受け止め、二言語併用のブリュッセルと、フランデレンに属する首都周辺地区（H.V.）を切り離すよう要求している。

背景には、近年、ブリュッセルから周辺地域、特に「言語特例区」へのフランス語系住民の流入が増え

たという人口動態がある。これに伴い、オランダ語系住民は、オランダ語圏へのフランス語の侵略に対する危機感を募らせているのだ。

BHVにおける「言語特例区」の設置は、オランダ語系住民から見ればフランス語系住民に便宜を供与する例外的な措置だが、フランス語系住民は「フランデレンでフランス語を使用する権利を行使できる地区」と捉えており、両者の認識の相違が問題を複雑にしている。

フランデレン政府のマリノ・クレン内務大臣は、フランス語系住民に対してフランス語で書かれた選挙通知を送付したことなどを理由に、三つの「言語特例区」の仏語系市長三人を任命せず、欧州評議会が調査に乗り出す事態となつた。

任命されていない市長の一人が、「言語特例区」の中でフランス語系住民の割合が最も高いリンクベーケ（Linkbeek）のダミアン・ティエリ市長である。ティエリ市长は「住民の言語での送付」を定めたベルギー連邦法が「まずオランダ語での送付」を求めるフランデレン政府の通達に優越すると主張し、「言語特例区」を二言語併用地

の為に他言語の排除が目指されている。

域に編入する形でのブリュッセル拡大を解決策として挙げる。



「お子様のためにオランダ語を話しています」との看板が掲げられたブリュッセル近郊の学校

だが、ブリュッセルの郊外に暮らすオランダ語系住民にとって、フランス語系住民が多数を占める首都の拡大は自分たちの生活圏のフランス語圏化を意味し、受け入れ難い。また、言語境界線で規定されたオランダ語圏におけるフランス語の禁止は、法律遵守の考え方としてオランダ語系政治家らの主張の根拠となつており、フランデレンでは一地域一言語の地域主義の傾向が見受けられる。中には、オランダ語系住民以外による土地の購入を禁じたり、移住希望者にオランダ語学習を義務づけたりしている区もある (*Le Soir*, le 22 oct. 2008)。また、学校や役所など公共の場におけるオランダ語以外の使用の禁止 (*The Bulletin* August 14, 2008) や、道路標識や看板のオランダ語単一表示が推進され、オランダ語保護

5 地域主義と個人主義の対立

ブリュッセル郊外リーデケルク (Liedekerke) の議会は五月、オランダ語を理解しない児童の野外活動への参加を「秩序を乱す」として事実上、禁止することのできる条例を採択した。条例を推進した極右政党「グラームス・ベルラング (Vlaams Belang)⁽⁸⁾」は「言語使用を認める地元の商店にオランダ語だけの使用を促す書簡を送るなどの運動を継続している。同党のヨハン・ダルマン支部長はフランス語系住民に対してフランデレンの言語文化（オランダ語）の尊重を要求、「郷に入つては郷に従え」の論理を開いている。

フランデレン民族主義とのつながりが指摘される団体TAK (Taal Aktie Komitee)⁽⁹⁾ の幹部活動家は言語境界線沿いに暮らすオランダ語系住民の間に存在する「フランス語化への危機感」を強調する。TAKは現在、先に挙げたフランス語系のティエリ市長らを主たる標的とする直接行動（市議会の妨害、市庁舎の封鎖など）に重点を置いてい

る。ヴラームス・ベラングとTAKに共通する目標はフランデレン独立の実現であるが、フランデレン世論の中では依然、大勢にはなっていない。

一方、ブリュッセル周辺地域のフランス語系住民はフランス語使用などの権利尊重を求める団体カルフール(Carrefour)⁽¹⁰⁾を作り、情報誌『カルフール』を発行するなどして活動している。クレン内務大臣のようなオランダ語系住民が地域主義と法律遵守を自分たちの主張の論拠としているのとは対照的に、フランス語系住民は個人の言語権尊重を前面に打ち出す傾向が強い。

二〇〇八年七月の調査によると、ベルギー人の九三%が国状態を危機的であると考えており、四九%のフランス語系住民がワロニーのフランスへの併合に賛成している(Le Figaro, Le Soir, le 29 juillet 2008)。ベルギーフランス語共同体の大学は、国内のオランダ語圏の大学よりフランスとの共同研究を促進しており、共同セミナーやシンポジウムも多い。また、ワロニーの政治団体「ワロニー・フランス連合」(RWF)⁽¹¹⁾は、ワロニーとブリュッセルのフランスへの編入を目指している。

フランスにおける地域重視政策と、フランス語系住民による個人の言語権の主張の間で妥協点を見出すのは困難である。フランス語系住民の主張する言語権を認めれば、オランダ語系住民の求める地域の権利は尊重されず、地理的原則は守られない。BHVは両者が妥協できない要求を抱え、言語・民族的対立を象徴する存在なのだ。

6 分裂か共存か？

ベルギーの言語紛争はBHV問題に凝縮されている。BHV分割論議が度々ベルギー内政の安定を揺るがす震源になっているが、これまで見てきたように、拡大ブリュッセル案とBHV分割案には、それぞれオランダ語系、フランス語系の反発が強い。選挙制度を改正し、全国区を導入する構想も浮上しているが、BHV問題はこれまで選挙制度改革の度に先送りされ続けてきた難題である(Brassine 2002, 2005, 武居100×渡辺300)。

棚上げされてきたBHV問題は選挙の度に争点に浮上し、国家存亡の危機が取り沙汰される為、ネス湖のネッシーに例えられる」ともある。二〇〇七年六月の総選挙でも

BHVをめぐり政権が機能を停止し、1100八年三月にルテルム首相が就任するまで九ヵ月に渡る政治空白が続いた。ルテルム首相も事態を開けできず、国王の命を受けたベテラン政治家三人が解決策の取りまとめにあたつたが、現在もBHV問題は未解決のままである。

国際的知名度の高いブリュッセルや、国民統合の象徴である国王の存在が連邦国家としてのベルギーを維持する機能を果たしているとの考え方⁽¹¹⁾も多い。確かに、首都や王制には国家分裂を食い止める歯止めの役割は期待できるが、それだけでは、オランダ語系・フランス語系住民の眞の共存にはつながらない。フランデレン民族主義者の一部では、ブリュッセルを手放しても独立を実現すべしとの強硬論もあらわしかれ始めている。

ベルギーは最終的には「旧チエコスロバキアのように國家を二分する」か、BHV問題解決の妥協策を見出し、現状を微調整する形で言語対立を一時的にせよ封じ込めるのか、選択を迫られている。EUの旧指す「多様性の中の統合」は互いの言語文化を尊重する多言語政策によっていや実現されるものであり、ベルギーはまさにEUのお膝元と

して実験台に上がったといふなのだ。

【参考文献】

- 武居一正 (1998) 「BHV選挙区分割の憲法的問題点——ベルギーにおける言語的少数者保護の一侧面」『政策科学』十三巻四号、立命館大学
増田純男 (1994) 「ベルギーにおける言語紛争」『言語』四卷十一号、大修館書店
三竹直哉 (1999) 「統合の最後の壁——ベルギーの王制」『法学論集』第五九号、駒沢大学法学部
同 (1999) 「ベルギーにおける言語政策と政治機構の再編(一)」『法学論集』第四号、駒沢大学法学部
山口博史 (1999) 「ベルギーの連邦化と言語運動——ブリュッセル周辺地域におけるフランス語情報誌カルフールの活動を事例として」『多文化共生研究年報』第四号、名古屋大学多文化共生研究会
渡辺樹 (1998) 「ベルギーの政党政治と合意形成」『ノーファレンス』三月号、国立国会図書館調査及び立法考査局
Brassine de la Buissière, Jacques (2002). «La circonscription de Bruxelles-Hal-Vilvorde et les réformes électorales de 2002». *Courrier Hebdomadaire*. N°1903-1904. CRISP.
— (2005). «Les négociations communautaires sous le gouvernement Verhofstadt II-Forum institutionnel et Bruxelles-Hal-Vilvorde». *Courrier Hebdomadaire*. N°1779. CRISP.
Hasquin, Hervé (1989). «La francisation de Bruxelles sous la République et l'Empire Mythes et réalités» Mortier et Hasquin (eds.). *Deux aspects contestés de la politique révolutionnaire en Belgique: langue et culte*. Editions de l'Université de Bruxelles.

pp. 53–62.

Janssens, Rudi (2008). «L'usage des langues à Bruxelles et la place du néerlandais». *Brussels Studies*. N°13. La revue scientifique électronique pour les recherches sur Bruxelles.

McRae, Kenneth D. (1986). *Conflict and compromise in multilingual societies: Belgium*. Wilfrid Laurier University Press.

Van Goethem, Herman (1989). «La francisation révolutionnaire, résultat d'initiatives locales. Le cas des tribunaux en Flandre et en Alsace». Mortier et Hasquin (eds.). (1989). pp. 39–52.

【注】

- (1) 現地インタビュー調査 (1100八年五月～六月実施) による。ベルギーで話されるオランダ語はオランダ王国のオランダ語と区別する為、日本では「フランダ語」(仮語)、「ハーベンダーブ語」(英語)、「ハーベンダルヘルス語」と呼ばれることがあるが、ベルギーの行政法上の表記は「オランダ語」であり、フランデレンの関係者も「オランダ語」の使用を望んでいる為、本稿では「オランダ語」を採用した。また、オランダ語を母語とする国民を「オランダ語系住民」とした。
- (2) オランダ語の発音では「ガハーハゲルハ」(Vlaanderen)に近いが、本稿では「ハーベンダルヘル」を用いた。
- (3) BHVとはブリュッセル(Brussel/Bruxelles)の周辺主要都市のハーベンダル(Halle/Hal)及びヴィルヴォールデ/ヴィルボルヌ(Vilvoorde/Vilvorde)の略称で、ベルギーで一般的に使用される。
- (4) Linkbeek, Kraainem (Crainhem), Drogenbos, Wemmel, Sint-Genesius-Rode (Rhode-Saint-Genèse), Wezembeek (Oppem)

(6) 仏：communes à facilités, 蘭：faciliteitengemeenten, 独：

Fazilitäten-Gemeinde (日本語の直訳は「便宜地区(自治体)」⁶)
例えば、三口(!!004)では「便益自治体」ふれらへる。

(7) *Le Soir* (le 26 août, 2006) やは、リハケベークのフランデ語系住民の割合を七九% (オランダ語系) 一% ふしてる。

(8) 日本語で「ヴァーベスの利益」の意。民族主義の極右政党として勢力を維持し、1100七年選挙ではオランダ語系住民から十九・六%の支持を得た (*Télémondaine* 2008, 6, p. 6)。
<http://www.vlaamsbelang.be>

(9) 「言語活動委員会」の意。詳しこ活動内容は、「カルフーン」のチャート(<http://www.taalktiekomitee.org>)
イー(!!004)を参照。

(10) RWF-RBF (Rassemblement Wallonie-France/Bruxelles-France) <http://www.rwf.be>

(11) ハーベンダル・ヴィルヴォールデのタルマヘ支部長の発言。

(ルーベンカトリック大学博士課程)

『日語教育学・社会日語学』

注* 共同体の現地語名称の日本語直訳は、それぞれ「フランデレン共同体」「フランス(語)共同体」「ドイツ語話者共同体」である。混乱を避けるため本稿では、言語別(「オランダ語」「フランス語」「ドイツ語」)の区分を用いた。